

多機能型児童発達支援事業所 そよかぜ

児童発達支援事業

重要事項説明書

《令和7年度版》

特定非営利活動法人 子育て支援を考える会 TOKOTOKO

児童発達支援のサービス提供開始にあたり、本事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	特定非営利活動法人子育て支援を考える会 TOKOTOKO
事業者の所在地	知多市金沢字丸池3番地
代表者氏名	理事長 坂 鏡子
定款の目的に定めた事業	児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業

2 事業の概要

種 別	障がい児通所支援施設
名 称	多機能型児童発達支援事業所 そよかせ
所 在 地	知多市金沢字丸池3番地
電話番号・FAX	TEL：0569-89-7340 FAX：0569-89-7205
事業内容	児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業
管理者氏名	坂 鏡子
開設年月日	令和2年4月1日
利用定員	10名
事業所番号	指定多機能型児童発達支援事業所：第2358900146号

3 施設・設備の概要

	面積	設備
敷地面積	2297.5㎡	
建物床面積	371.96㎡	(構造) 木造平屋建て
(園庭)	520㎡	(さざなみの家と共用)
指導訓練室 1	25.2㎡	ロッカー、机、椅子
指導訓練室 2	29.4㎡	感覚統合用機材、棚
指導訓練室 3 (多目的ホール)	54.66㎡	感覚統合用機材、棚
相談室	7.1㎡	机、椅子 (さざなみの家と共用)
幼児用トイレ	12.4㎡	子ども用便座2器、沐浴設備
静養室(医務室)	7.1㎡	畳 (さざなみの家と共用)
事務室	28㎡	事務机、椅子、書庫、複合機、パソコン (さざなみの家と共用)
調理室	19.7㎡	調理設備、食品保管庫、トイレ 手洗い設備 (さざなみの家と共用)
食堂	32.1㎡	幼児机、椅子 (さざなみの家と共用)
職員用トイレ	4㎡	2室 (さざなみの家と共用)
ウッドデッキ	15㎡	シャワー設備 (さざなみの家と共用)
その他	137.3㎡	

事業実施場所 平面図 別図参照

4 事業の目的、運営方針

<p>目 的</p>	<p>障がい児（気になる段階の児も含め）や家族に、一人ひとりの個性を尊重する児童発達支援の場を開放し、また訪問を行う。個別支援計画を立案し、対人コミュニケーションをはじめ、運動や音楽、日常生活や遊びなど、様々な体験を通して心身の成長を図ることを目的とします。</p>
<p>運 営 方 針</p>	<p>①児童の成長・発達を支援し、生活習慣を身につけると共に、対人コミュニケーション力を育み、将来を見通した自立の促進を図ることを目的とした児童発達支援を行います。</p> <p>②質の高い発達支援の実現をめざし「親と子の心をつなぐプログラム To Heart」の理論と方法論を活用します。</p> <p>③さまざまな専門職がチームを組み、より専門性が高い包括的な児童発達支援事業を追求します。</p> <p>④児童発達支援・保育所等訪問支援の提供にあたり、個別支援計画を作成し、これに基づいたサービスを提供します。また、保護者が主体的に子どもと関わり、心と心を通わせ、より良い親子関係が作れるような相談支援をすすめます。</p> <p>⑤地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、障がいのある子どもが地域の中で差別されることなくインクルーシブ社会の実現を目指します。</p> <p>⑥市内の保育所等や子どもやその親が集まる施設・場（子育て支援拠点事業）に出向き、障がい気になる段階から、社会的サポートを開始します。</p> <p>⑦職員が生き生きと仕事ができるように民主的な運営をしていきます。</p>

5 個別支援計画について

令和6年度の報酬改定において、児童発達支援で「5領域」すべて含めた総合的な支援を提供することが、運営基準に明記されました。支援内容について、事業個別支援計画等において、5領域とのつながりを明確化した上で、提供する事を求める内容となっています。

5領域とは、以下の5つを指します。

- 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」
- 「人間関係・社会性」

6 対象児童について

知多市内に在住する乳幼児～小学生のうち、重症心身障がい児以外の障がい児（情緒障がい、発達障がい、発達が気になる段階を含む）及びその保護者

7 職員体制

管理者兼児童発達支援管理責任者 保育士・幼稚園教諭・介護福祉士	河合 由嘉
児童指導員（教諭）	江上 早苗
児童指導員（教諭）	アンダーソン 真奈
児童指導員(社会福祉士)	谷川 実穂
保育士・幼稚園教諭	平松 梓
保育士・幼稚園教諭	神谷 佳枝
保育士・幼稚園教諭	チャーイ 智子
保育士・幼稚園教諭	牛島 有紀
訪問相談員 （精神保健福祉士・社会福祉士）	磯村 敏文
訪問相談員 （精神保健福祉士・社会福祉士）	早川 真理
訪問相談員（臨床心理士）	加藤 三雄
訪問相談員（臨床発達心理士）	西脇 雅彦
訪問相談員（言語聴覚士）	諸橋 麻衣子
訪問相談員（保育士）	赤井 みつ江
訪問相談員（保育士）	赤井 治美
管理栄養士	木村 さと子（調理・食育）さざなみの家兼務
事務員	中園 美佳代

事務員	中野 しずか（法人事務） さざなみの家兼務
送迎ドライバー	江端 勝則
送迎ドライバー	小島 博光
送迎ドライバー	酒井 たま系
送迎ドライバー	竹内 慎二
法人統括主任 保育士・幼稚園教諭	立松 由資
理事長 法人・さざなみの家・ひだまりの家兼務 （保育士・幼稚園教諭・社会福祉士・精神 保健福祉士）	坂 鏡子

8 児童発達支援事業営業時間とサービス提供時間

営業日 (サービス提供日)	毎週月曜日～金曜日 ただし（国民の祝日、12月29日より1月3日まで） ※土曜日については、事業の必要に応じて営業する。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	（児童発達支援事業）午前9時～午後4時 （保育所等訪問支援事業）午前9時～午後4時 ※利用の受付や問い合わせは、午前9時～午後5時

9 「受給者証」について

本事業所を利用するにあたっては、「受給者証」が必要です。

「受給者証」とは、「障がい児通所支援」のサービスを利用するために知多市から交付される証明書です。受給者証には保護者と児童の住所、氏名、生年月日、サービスの種類、その支給量（日数や時間数）が記載されます。利用料の9割を知多市が負担し

ます。

「受給者証」は、お子さんの発達が気になる段階から、適切な支援を届けることで、お子さんがもつ可能性を伸ばすチャンスを手に入れる切符ととらえてください。

療育手帳とは違い、「受給者証」を取得することで、障がい児と認定されるものではありません。

10 「親と子の心を結ぶプログラム To Heart」

子どもたちの対人コミュニケーションの力を育むことを目指すプログラムです。私たちは、特別支援を必要とする子どもたちを、これまでとはまったく違った視点で見ていきます。これまでの考え方…その子には問題がある、何かおかしい、特別な配慮が必要だから、教え込まなきゃ…という考え方です。そうではなく、全ての子どもが祝福される存在である、自分の世界にこもってしまっているに見える行動でも、何とかうまくやっっていこうと、自分に対して最善のケアをしている行動であるという見方をします。

ですから、保護者に対しても、これまでの特別支援とはまったく違った視点で子どもたちを見られるように手助けします。すべての子どもたちが、困難を乗り越える力を持っている、すべての子どもたちに困難を克服していく可能性があるかと伝えます。

11 親子教室あいあい

発達に心配を持つ乳幼児親子を対象にした「親子教室あいあい」は、親子のふれあい遊びや親同士のグループワークを通して、子どもや子育てについて学び、親子関係を深める支援を実施する。また、市民が行う「Hands ランチ」を親子教室終了後に協働開催することにより、共食を通して交流を深め、保護者支援の質的充実を図ります。

12 体験型家庭支援プログラム

子どもたちが健やかに成長できるには、「直接体験」が極めて重要であると考えています。感性を育む造形あそびや、自然体験、地域の方々との交流、食育等を保護者にも開放し家庭支援をすすめます。

13 サービス提供にあたっての留意事項

<p>(1) 受給者証の確認 受給者証に記載された住所、受けられるサービスの内容、支給量などの記載内容の変更や更新があった場合は、速やかにお知らせください。また、誕生日の翌月に「受給者証」を確認させていただきますのでご持参ください。</p> <p>(2) 個別支援計画の作成 確認した支給決定内容に沿って、子どもの生活等、保護者の意向に配慮したうえで「個別支援計画」を作成します。「案」の段階で保護者に内容を説明し、同意を得たうえで成案とします。</p> <p>(3) サービス内容の変更 サービスの実施日に、利用者の体調不良等の理由で、予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容を変更する場合があります。</p> <p>(4) 利用契約書、重要事項説明書に記載している留意事項をご確認ください。</p>
--

14 利用料金について

1～2 歳児・小学生は有料

3 歳以上の保育園・幼稚園・認定子ども園児は無料（保育料無償化に伴います）

サービス利用は 1 カ月ごとに計算し、翌月 10 日までに請求書をお渡ししますので、下記の口座に振り込み又は持参をしてください。

知多信用金庫 知多支店 普通 024 0123852
(名義人) 特非 子育て支援を考える会 TOKOTOKO

15 利用者負担に関する上限額

区分	世帯の収入状況	上限金額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村税非課税世帯	0円
一般 1	世帯所得約 890 万円までの世帯	4,600 円
2	世帯所得約 890 万円以上の世帯	37,200 円

16 児童福祉法以外のサービスに係る費用

食事の提供に要する費用	<p>(給食とおやつ) 一食あたり 265 円 (給食のみ) 一食あたり 220 円 (おやつのみ) 一食あたり 45 円</p> <p>(親子参加の場合は、人数分の徴収になります。)</p>
-------------	--

教材費その他	体験型家庭支援参加費 年間 2,000 円 (造形遊び・コンサート・地域との交流) 家族支援費 (グループワーク・親交流) 実費 (ノート・誕生カード・連絡袋)
--------	---

17 送迎サービス

保護者による事業所への送迎が困難な場合、自宅、保育園、幼稚園等への送迎サービスが利用できます。オリエンテーションの時に、ご相談ください。

18 提供するサービスの内容

(1) おほしさまの部屋 (単独通園・親子通園・並行通園あり)

乳幼児期の子どもに、適切な児童発達支援サービスの場を開放し、日常生活や遊びを通して、対人コミュニケーション力を育成します。また、保護者が、子どもとの関係性を豊かにするかかわりの幅を広げ、子育てに自信が持てるように支援します。並行通園の対象児には、子どもが自己肯定感を持ち、保育集団に移行できるようにします。事業実施にあたっては、併設するさざなみの家はもちろんのこと、並行通園対象園、市内の関係機関と密に連携をとってサポートしていきます。

- ① 事業名：乳幼児期からの児童発達支援事業
- ② 実施日：月曜日～金曜日 9:00～16:00
単独通園、母子通園の利用形態や利用日・時間はオリエンテーションの時に決定します。
- ③ 対象・定員：未就学の情緒障がい、発達障がい児など(発達が気になる段階を含む)
10人
- ④ 並行通園の対象園：知多市内の保育園、幼稚園等
- ⑤ スタッフ：保育士・児童指導員ほか
- ⑥ 個別支援計画の作成：子どもの成長発達の状況を踏まえ、どのようにサポートを進めていくか計画を立てて保護者と共有します。(初回・6か月に1回・退所時)
※子どもの発達状況の把握のため、日ごろの様子を保護者にフィードバックします。また、発達検査・相談支援に関しては、臨床心理士士のサポートがあります。

⑦ 生活の流れ

※お預かりの形態や時間は、お子さんと保護者の状況に応じて、オリエンテーションの時に決めます。

時間	生活の流れ	
8:50	登所 ※必要に応じて送迎サービスあります。	
9:00	サービス提供開始	保育士と個別にかかわる日、みんなで一緒に遊ぶ日の両方を設定します。並行通園は、日長台保育園等と連携し計画的に進めます。
9:30	生活・遊び (室内外) ※さざなみの家との交流を随時すすめます。	
11:30	食 事 ※年齢により時間変更があります。	
12:15	お昼寝	
14:30	目覚め	
15:00	午後おやつ	
16:00	サービス提供終了	午後の時間を使って、個別相談の時間をつくります。発達の理解や親子のかかわりのポイント等を共有し、保護者と一緒に個別支援計画を作成します。
	降所 ※必要に応じて送迎サービスあります。	

⑧ さざなみの家との交流計画

- ・七夕会 ・秋の親子遠足（さざなみの家、ひだまりの家と合同）
 - ・避難訓練・不審者訓練 ・クリスマス会 ・節分 ・ひな祭り会など
- ※子どもたちの状況を見て、随時交流の機会をつくっていきます。

※感染症の状況により、延期・中止となる場合があります。

⑨ 給食について

	提供内容		
	給食		午後おやつ
	主食	副食	
1・2歳児	○	○	○
3歳児以上	○	○	○

⑩ 給食の提供にあたって

栄養豊かな食事は、子どもの成長発達に大きな影響があると考えています。管理栄養士によって献立を作成し、さざなみの家の厨房で調理をします。毎月の献立をお知らせしますので、家庭の調理の参考にしてください。産地や季節の旬のものを取り入れ、安心・安全な食材にこだわります。家庭的な雰囲気大切に、食べることに對して意欲が持てるよう心がけます。

⑪ アレルギー対応について

「アレルギー対応マニュアル」（知多市保育園・幼稚園食物アレルギー対応マニュアルに則り）、それに基づき、保護者の方と相談しながら、「生活管理指導表」で確認を取り、除去食の提供等の適切な対応に努めます。

⑫ 保護者に用意していただくもの

〈利用開始時にご用意いただくもの〉

緊急連絡先調査票 非常時引き渡しカード 入所のしおりに記載した準備するもの

〈毎日持参していただくもの〉 ※入園のしおり 参照

手拭きタオル、着替え（衣類上下・肌着・靴下）、濡れ物入れ、午睡用パジャマ、ビニール袋等

〈事業所で預かり、週末に持ち帰るもの〉

昼寝用布団、帽子

⑬ 服装について

園庭で砂場遊びをしたり、近くの公園などにお散歩に行ったり自然に触れて、健康なからだづくりや、豊かな感性を育てます。動きやすく、汚れてもよい服装にご配慮ください。着脱しやすい服装をご用意ください。

⑭ 留意点について

- ・利用前にお子さんの朝の健康状態を把握してください。
- ・忘れ物をした時、いつもより食欲がない、夜何度も泣いたなど、気になることがある時には、保育士・児童指導員に伝えてください。
- ・お家の方とのお別れの時、泣けてしまうこともあるかもしれませんが、でも目と目を合わせてきちんと「いってきます！」のあいさつをしましょう。
- ・お迎えの時は「ただいま」と声をかけ、お子さんをしっかり抱きしめてください。お家の方のお迎えは何よりも嬉しいもの、にっこり笑顔がこぼれます。

⑮ 健康管理、病気のときの対応

- 幼児期の健康は、子どもの将来の成長発達に大きな影響を及ぼします。各家庭で普段からお子さんの健康状態をよく観察し、体の変化に気をつけましょう。規則正しい生活を身につけて、楽しく登所ができるよう毎日心がけましょう。
- 排便の状態は、健康を診断する目安になります。毎日の起床や就寝時間、朝食時間を決め、排便を済ませて心地よく登所できるようにしましょう。
- 日頃からお子さんの平熱を把握しておきましょう。朝、目覚めて元気がなく、顔色が悪いときには検温を試みましょう。
- 朝、熱が**37.5度以上**ある時は、お預かりできません。体調が悪いときには無理に登所させないようにし、病後は十分回復してから登所させましょう。
- 利用中、体調の異常や発熱したときは、連絡をします。いつでも連絡先がわかるようにしておいてください。
- 予防接種などは必要に応じて各自で受けてください。予防接種の注意事項にあるように、接種後は過度な運動は避け、安静に過ごすようにすることが大切です。事業所は集団生活という性質からも安静に過ごすことが難しい部分もあります。受けた当日は家庭で様子を見ていただく方が望ましいでしょう。
- 薬（気管支拡張剤ホクナリンテープなど。塗り薬、目薬を含む。）は、集団生活でするので原則として取り扱いませんが、必要な時は施設長に相談してください。なお、相談の上、薬を預ける際には、薬剤情報提供書を持参し、事業所に与薬依頼票がありますので記載をしていただきます。
- ホクナリンテープを貼薬の場合名前と日付け（貼った日）をご記入ください。
- 下痢・嘔吐の対応（衣服を汚した場合）感染症予防のため、下痢、嘔吐時にシャワーを行わない事、衣服を洗わない事をご了承ください。
- 切り傷の応急手当は、事業所で切り傷をした場合は、流水で洗いガーゼで止血し、血が止まればそのまま様子をみます。出血が止まらなければ応急絆創膏で保護します。消毒液は使用しません。

⑯ 感染症対策について

- 感染症又は食中毒が発生、又は蔓延しないように、国の「感染症対策ガイドライン」及び「知多市感染症マニュアル」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。
- 職員は、常に衛生管理に心がけ、環境の設営を行います。給食調理及び配膳に関わる職員は、毎月の検便を実施します。
- 感染症が発生した場合は、掲示等でお知らせします。

※新型コロナウイルス予防対策については、入園のしおりに記載していますので、よくご覧ください。

⑪ 受付・オリエンテーション

電話で申し込みを受付けます。その後、オリエンテーションの日程を決め、お子さんの状況や保護者の心配ごとについて聞き取りをして、利用の手続きを進めます。その際に、利用形態・利用日や時間等を決め、生活の流れや持ち物等について説明をいたします。利用には「受給者証」が必要となりますので、「障がい児相談支援事業所さんぽ」の相談支援員が同席します。

(2) そよかぜ訪問の実施

専門知識を有する訪問支援員が保育所や小学校等（子どもやその保護者が集う施設や場所）を訪問し、子どもの健やかな発達を支援します。また、保護者やスタッフへの助言・指導を行うことで、子どもが対人コミュニケーション力を身につけ、仲間集団に適応できるように支援します。

① 事業名：保育所等訪問支援事業

② 対象：乳幼児から小学生までの子どもとその保護者・支援者

〔知多市内に在住する重症心身障がい児以外の障がい児（情緒障がい、発達障がい、発達が気になる段階を含む）及びその保護者、支援者〕

③ 訪問先：知多市内の地域子育て支援拠点（親子ひろば）、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等（保護者からの要望によります）

④ 時間：1 時間程度（子どもの発達支援・保護者や支援者の相談を含みます）

⑤ 訪問員：保育士・社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士・公認心理師
認定心理士

⑫ 受付・オリエンテーション

電話で申し込みを受付けます。その後、オリエンテーションの日程を決め、お子さんの状況や保護者の心配ごとについて聞き取りをし、担当の訪問員を決めます。訪問の日時などは、担当の訪問員と決めていきます。（月 2 回までの訪問が可能です。）

※訪問支援のご利用には、「受給者証」が必要です。訪問を希望される前月の中旬までに、手続きをしてください。

19 駐車場の利用について

事業所の北側にある駐車場（白いフェンス内）をご利用ください。お寺の駐車場には止めないでください。

20 地域防災拠点、広域避難場所

事業所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地 域 防 災 拠 点	第一避難場所	そよかぜ駐車場
	第二避難場所	旭南小学校
広 域 避 難 場 所	知多市立 旭南小学校	

21 緊急時における対応

サービス提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さんの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又はお子さんの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡がとれない場合は、お子さんの身体の安全を最優先させ、当事業所が責任をもって、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

《近隣の緊急連絡先》

知 多 警 察 署	知多市緑町 31-1	(TEL:0562-36-0110)
知 多 市 消 防 署	知多市消防署 旭出張所	(TEL:0569-43-1115)
知 多 市 役 所	知多市緑町 1 番地	幼児保育課 (0562-33-3151)

22 非常災害時の対策

併設する小規模保育園さざなみの家と一緒に、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難訓練及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

防 火 管 理 者	赤井 みつ江（さざなみの家 園長）
消防計画届け出年月日	令和 2 年 2 月 12 日

避難訓練	通報訓練、避難・救出訓練、消火訓練：毎月1回
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯

23 賠償責任保険について

賠償責任保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険
保障内容	対人：1名1事故 2億円 財物：1事故 50万円 見舞金 有
保護者負担分	年間 1,000円 4月に徴収します。 ※並行通園対象児は、通園先の保育園で日本スポーツ振興センターの共済掛金として別途保護者負担 200円が必要となります。

24 事業の質の評価について

児童発達支援事業の評価	児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図り、療育の質の向上を目指し、評価については年1回行い、その結果をホームページ等で公表します。 実施方法：管理者と保育士等の自己評価と保護者評価に基づき、職員会議で話し合い、事業所としての自己評価の結果をまとめ、理事も含めた運営会議に報告をします。
-------------	---

25 虐待の予防について

事業者は、障がい児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、「障がい者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。

26 個人情報保護について

- (1) 職員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について在職中及び退職後においても秘密を保持することを遵守します。
- (2) 他の指定障がい児通所支援事業者に対して障がい児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得るものとします。

27 苦情等申立について

窓 口	多機能型児童発達支援事業所 そよかぜ
利用市町村	知多市子ども若者支援課
電話番号・FAX	TEL：0569-89-7340 FAX：0569-89-7205
第三者評価	第三者評価の実施はしていません・
受付日	月曜日より金曜日
受付時間	午前9時より午後5時まで
受付担当者	児童指導員 江上 早苗
解決責任者	管理者 坂 鏡子

28 事故発生時の対応について

事故がおきた場合	愛知県・知多市・家族(保護者)に連絡します。
記録	事故の内容を記録します。
損害賠償	損害賠償が必要になった場合は対応します。

29 協力医療機関について

協力医療機関は、サービス提供中に治療を必要とする場合に協力を依頼しています。

医療機関の名称	オーシャンキッズクリニック
医院長名	日比 将人
所在地	〒478-0035 知多市大草字大瀬 117-1
電話番号	0569-89-0627

30 事業所の利用についての留意事項

(1) 感染症対策

事業所では、「感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症であることを医師が診断した場合、医師の感染症治癒の証明を受けるまで事業の利用はできません。

(2) 保護者の貴重品管理について

貴重品は自己の責任において管理していただきます。貴重品を、なるべく事業所に持ちこまないようお願いします。

(3) 設備・器具の利用

事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。それに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

(4) 宗教・政治・営利活動の禁止について

保護者の方の思想・信仰は自由です。事業所内外において他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

31 「承諾書」について

本事業を適切に実施するには、専門職による連携が不可欠です。保護者の皆様には事業の趣旨とともに、関係機関との情報共有についても御理解いただき、「承諾書」にご署名をお願いします。

32 「個別支援計画」について

お子様の発達状況、保護者の思い、スタッフの願いに寄り添い、総合的・多角的なアセスメントを元に、支援の方向性を明確にして、3者で支援の方向性を共有します。6か月毎に「個別支援計画」を作成しますので、ご確認のうえ保護者のサインをお願いします。

33 「利用実施確認表」と「請求書」について

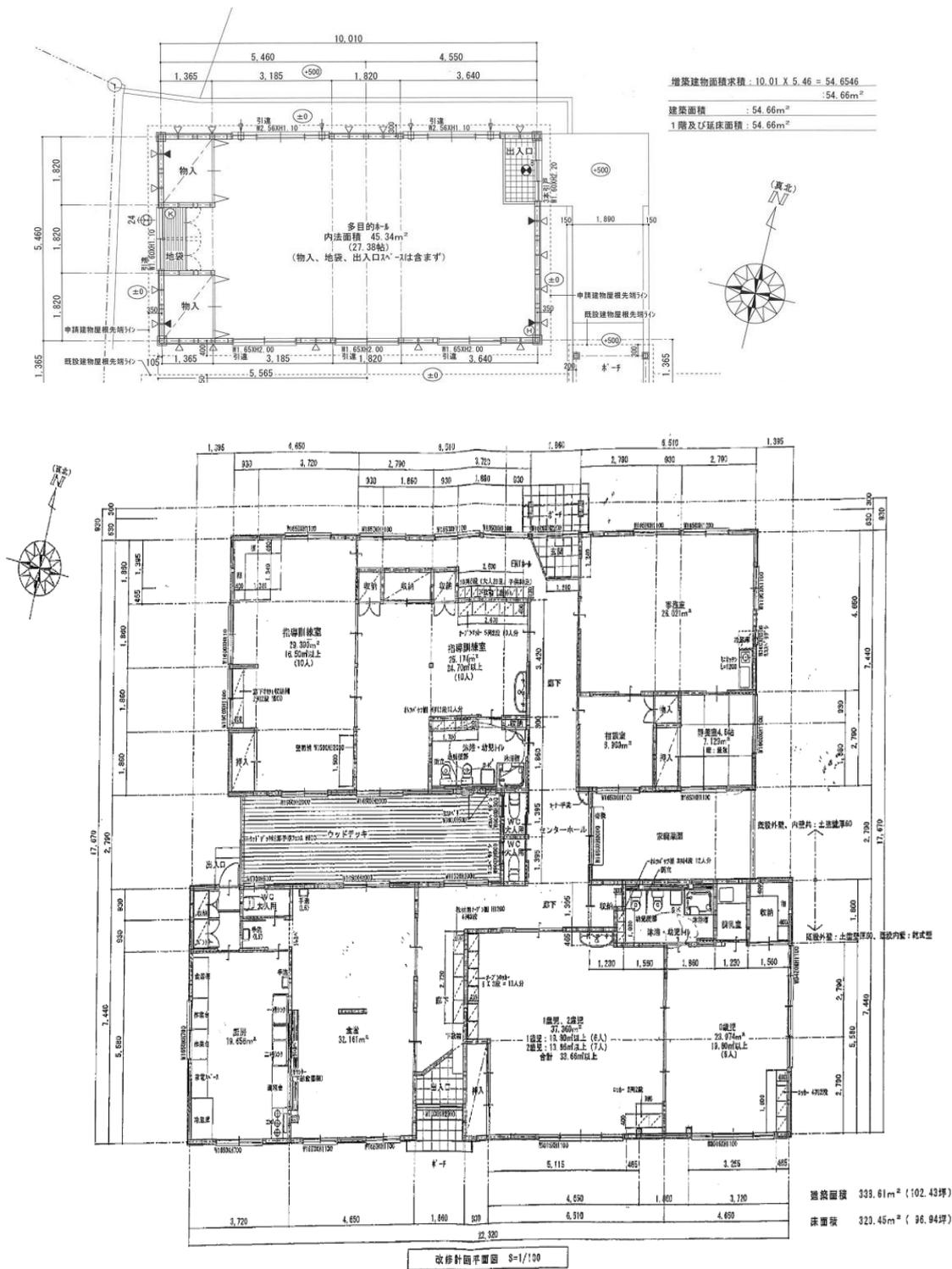
月ごとの利用時間や面談等の実施日について記載した利用実績確認表をお渡しします。ご確認のうえサインをお願いします。また、利用実績確認表をもとに、国保連に申請をし、「請求書」をお送りしますので、お支払いをお願いします。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

34 施設平面図

〈多目的ホール〉 令和5年度より本施設より北側に増設



利用者様

多機能型児童発達支援事業所そよかせ

児童発達支援事業における情報共有への承諾について（お願い）

児童発達支援事業「おほしさまの部屋」では、お子様やご家族様に、一人ひとりの個性を尊重する児童発達支援の場を開放し、個別支援計画を立案し、対人コミュニケーションをはじめ、運動や音楽、日常生活や遊びなど、様々な体験を通して心身の成長を図ることを目指します。

また、必要に応じて保護者に御家庭での生活における配慮についてお伝えしています。より質の高い支援の充実のため、事業の趣旨とともに、保健センター・子育て総合支援センター等関係機関の専門職がチームを組み、子どもたちのサポートをどのようにしていけばよいか等、より良い環境づくりに向けて知見を共有し豊かな支援を目指します。

保護者の皆様には、支援関係機関との情報共有についても御理解いただきますようお願いいたします。

なお、お子様に関する情報は、本事業にのみ活用し、外部への提供はしません。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----セ-----ン-----

児童発達支援事業における情報共有について承諾します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____